



三次市立十日市小・中学校等改築

基本構想・基本計画

令和6年11月

三次市教育委員会

目 次

I. 基本構想	I-1
I-1. 基本構想の背景と目的等	I-1
I-1.1. 背景	I-1
I-1.2. 目的	I-1
I-1.3. 策定基準	I-2
I-2. 上位計画等	I-3
I-3. 現状の把握と課題抽出	I-7
I-3.1. 現状の把握	I-7
I-3.2. 十日市小・中学校の課題抽出	I-13
I-4. 十日市小・中学校改築の基本理念と施設整備の基本方針	I-14
I-4.1. 基本理念	I-14
I-4.2. 施設整備の基本方針	I-15
I-5. 敷地の活用方針	I-17
I-5.1. 敷地の課題	I-17
I-5.2. 敷地の活用方針	I-17
I-6. 今後の事業スケジュール	I-18
II. 基本計画	II-1
II-1. 施設整備の条件整理	II-1
II-1.1. 基本方針の具体化	II-1
II-1.2. 既存施設の利用	II-4
II-1.3. 計画地の敷地条件	II-5
II-1.4. 自然災害への対応	II-7
II-2. 諸室構成	II-9
II-2.1. 教室等	II-9
II-2.2. 管理関係諸室	II-10
II-2.3. 屋外運動場	II-10
II-2.4. 屋内運動場	II-10
II-2.5. 水泳プール	II-10
II-3. 施設整備の考え方	II-11
II-3.1. 屋内施設について	II-11
II-3.2. 屋外施設について	II-14
II-4. 施設配置検討	II-15
II-4.1. 配置条件	II-15
II-4.2. 配置案	II-16
II-5. 事業手法案	II-17
II-6. 概算事業費	II-18
II-7. 事業スケジュール	II-19
III. 資料	III-1
III-1. 策定委員会設置要綱	III-1
III-2. 委員名簿	III-4
III-3. 策定の経緯	III-5

I. 基本構想

I-1. 基本構想の背景と目的等

I-1.1. 背景

三次市では、学校施設の老朽化対策を着実かつ計画的に実施するため、令和2年度に文部科学省の示す基準に基づき各学校の劣化状況調査を行い、令和3年11月には「過疎地域持続的発展計画(過疎計画)」に基づく主要事業の実施について」において、小中学校の老朽化対策事業に係る方針を示しました。この方針に基づき、校舎健全度数値の低い学校から改築を進めているところであり、十日市小学校の校舎健全度は2番目、十日市中学校は6番目に低いことから、施設一体型での整備も含めた検討を進めていくものです。

また、文部科学省では、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するため、学校施設の計画及び設計における留意事項を示した「学校施設整備指針」を学校種ごとに策定し、社会状況の変化等を踏まえ、見直しを実施してきました。令和4年6月に改訂された「小学校施設整備指針」および「中学校施設整備指針」では、「高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備」、「健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保」、「地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備」が基本的方針として定められており、これらの方針に適合する施設整備が求められています。

I-1.2. 目的

本基本構想は、児童生徒の良好な学習環境や生活環境を確保するため、十日市小学校及び十日市中学校の改築に関する考え方について整理し、基本計画や今後の基本設計、実施設計に反映するために策定するものです。

児童生徒がより安全・安心に充実した学校生活を送るための十日市小・中学校等改築事業を進めるに当たり、新たな学校施設の規模や事業スケジュールを設定するための与条件の整理を行うことで、事業者が設計業務等を速やかに行えることを目的に基本構想を整備します。

本基本構想では、十日市小・中学校等の現状や課題、基本理念や方針について示しています。

I-1.3. 策定基準

本基本構想は、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について(文部科学省)」、「みよし未来共創ビジョン(第3次三次市総合計画)」、「みよし学びの共創プラン(三次市教育大綱・三次市教育振興基本計画)」、「過疎地域持続的発展計画(過疎計画)」に基づく主要事業の実施について」等の上位・関連計画を踏まえて策定するものとします。

I-2. 上位計画等

基本構想を策定するにあたり、関連する上位計画の概要を以下に示します。

(1) 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について(令和4年3月)【抜粋】

国では、文部科学省において、1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実等に向け、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方及び推進方策について有識者会議で議論を進め、報告書として取りまとめられました。同報告書では5つの姿の方向性が示されています。

① 学び

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現

② 生活

新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現

③ 共創

地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現

④ 安全

子どもたちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現

⑤ 環境

脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境を実現

(2) みよし未来共創ビジョン(第3次三次市総合計画 令和6年度～令和15年度)【抜粋】

本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための最も基本となる計画であり、教育の施策分野については、以下のように定めています。

① 施策1

子どもが高い志をもち、夢や目標に向けて挑戦するために必要な力の育成

② 施策2

多様な人々とつながり、次代を担う自覚が育つ学校づくり

③ 施策3

子どもの創造性を育む豊かな学びの環境づくり

(3) みよし学びの共創プラン(三次市教育大綱・三次市教育振興基本計画 令和6年度～令和10年度)【抜粋】

主体的、創造的に持続可能な三次を実現するひとづくりを着実に進めていくために、本市の教育のめざすべき姿と進むべき方向性を定め、中期的かつ総合的な展望を持ち、本市の教育行政を計画的・体系的に進めるため、三次市教育大綱・三次市教育振興基本計画を一体的に策定したものです。

・教育大綱における基本理念

高い志をもち 夢や目標に向けて挑戦し 自立を図るとともに 多様な共創により
住み続けたいまち三次を実現する 心豊かで たくましい ひとづくり

・教育振興基本計画におけるスローガン及び方向性

ア スローガン 「みよし^{ゆめびと}結芽人^{こうきしん} ～幸輝心～」

イ 方向性 「自立」「共創」「ウェルビーイング」「情報発信」「デジタル・トランスフォーメーション」

(4) 過疎地域持続的発展計画(過疎計画)に基づく主要事業の実施について(令和3年11月22日市議会全員協議会資料)【抜粋】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年度～令和12年度)の期間に、市民の暮らしに密着した社会資本を計画的に整備していくための方針を示したものです。

●施設整備にあたり考慮すべき視点

・「公共施設等総合管理計画に基づく視点」

建築年数や劣化状況とあわせて、真に必要なサービスを持続可能なものにするため、公共施設等の適切な規模やあり方等を見直し、財政負担の軽減・平準化を図る。

・「事業効果の視点」

各事業内容を踏まえて、各事業の質の向上につなげるとともに、効率的に事業化を進める。

・「財政運営の視点」

中長期的な視点に立って、限られた財源を必要性・優先性の高い施策・事業に振り向けるという「選択と集中」の観点をより一層明確にし、持続可能な財政運営を確立する。

・「利用者の視点」

各施設の利用者の利便性を考慮し現在地での建替えを基本とし、安全・安心な施

設整備に努める。

●学校施設の改修・建替えの進め方

学校施設の改修・建替えについては、次の点を考慮し進めるとともに、整備を行う学校については個別に実施計画等を示します。

ア 改修・建替え等の優先順位は、原則として、築年数や学校施設の劣化状況調査結果に基づき決定します。一つの学校で築年数が異なる複数の建物がある場合は、学校施設全体として総合的に判断します。

ただし、緊急性の高い工事や安全確保に関わる工事は最優先で実施し、子どもたちの安全・安心な教育環境を確保します。

イ 学校施設建替えの際は、単に老朽化対策にとどまらず、学校施設の機能改善、学校規模適正化の視点からも検討し、効率性や事業効果を総合的に考え進めていきます。

ウ 財政状況及び事業量等を勘案し、計画的かつ確実に事業を実施するため、事業が特定の年度に集中することがないように平準化を図ります。

エ 財源については、補助金等の特定財源を最大限活用できるよう配慮します。

●改修・建替えの基本単位

学校施設の多くは増築を繰り返し現在に至っており、一つの学校でも築年数の異なる棟で構成されています。各棟の築年数や老朽化の状況、敷地形状や校舎・体育館の配置、学校運営上の事情、財政状況などを勘案し、学校ごとに最も適切な単位で効率的な改修・建替えの計画を立てることとします。

また、本市では小学校と中学校の児童生徒の学びや育ちを、義務教育9年間を一つの期間として捉え、平成23年度から小中一貫教育を進めています。この取組をより一層進めていくためには、学校のあり方も大きな要素の一つであると考えられます。施設一体型での小中一貫教育校(義務教育学校)の設置は、小学校と中学校の「縦のつながり」を創るための有効な手段の一つであることから、同校区内で同時期に小学校及び中学校の建替え等を検討する時期に至っている学校については、小中一貫教育校(義務教育学校)設置の可能性についても柔軟に検討していきます。

(5) 三次市公共施設等総合管理計画(平成28年度～令和17年度)【抜粋】

本市の公共施設等の管理に関する方向性について定めた計画であり、学校教育系施設における管理に関する基本方針(一部抜粋)では、以下のように定めています。

・同校区内で同時期に小学校及び中学校の建替え等を検討する時期に至っている学校については、小中一貫教育校(義務教育学校)設置の可能性について検討します。

I-3. 現状の把握と課題抽出

I-3.1. 現状の把握

(1) 学校周辺

1) 学校周辺の状況

十日市小・中学校の周辺には十日市保育所や十日市水泳プールなどの公共施設のほか、住宅地が近接しており、その生活道路は昔ながらの風情を残しつつ、地域の人々の生活を支えています。

また、敷地の北側には河川があり、十日市親水公園は、学校行事時の駐車場や十日市中学校生徒が体育の授業・部活動等でも利用しています。

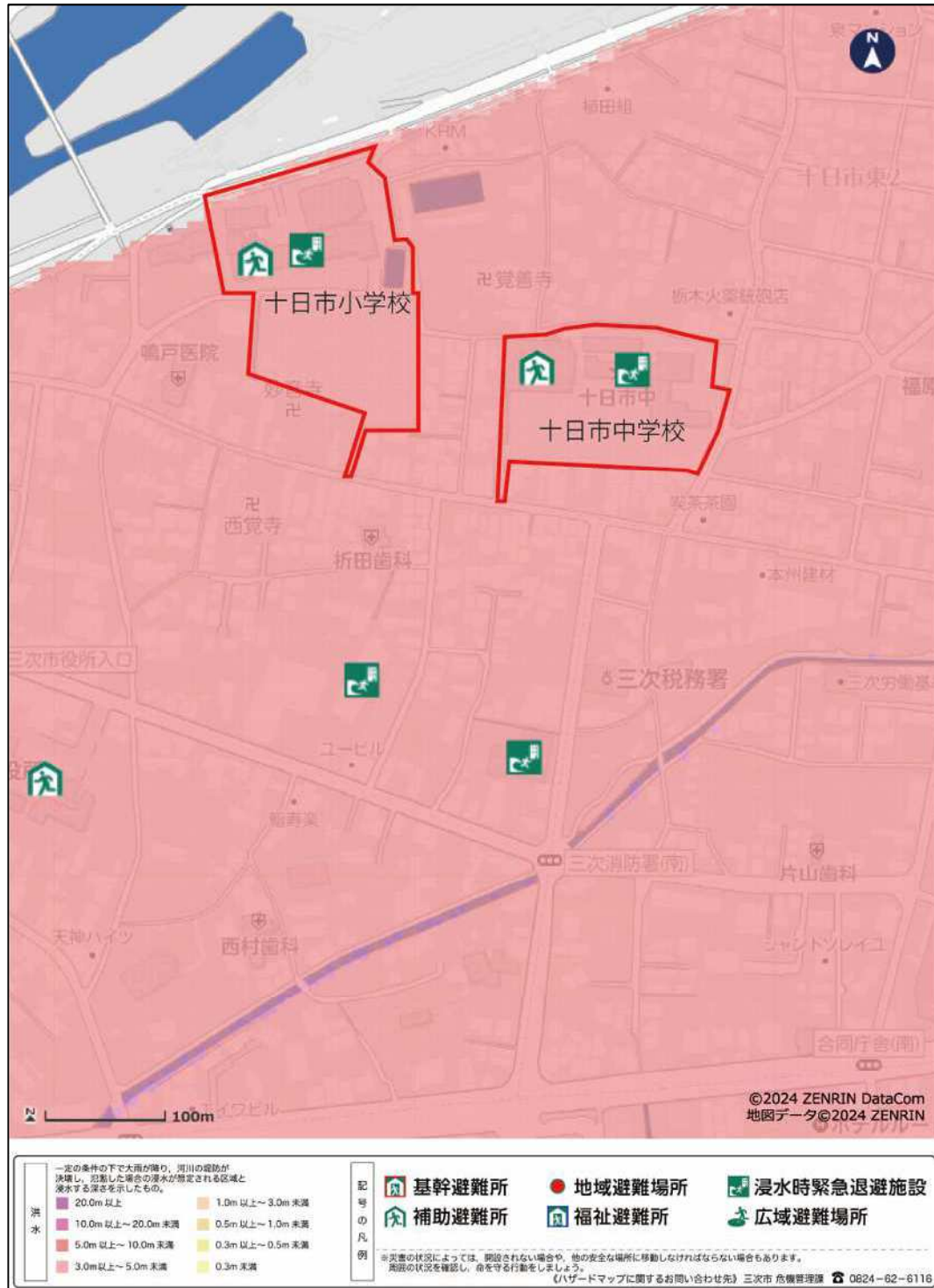


図 I-1: 学校周辺の状況

2) ハザードマップ

三次市防災ハザードマップでは、想定し得る最大規模の降雨(1/1,000年確率規模以上)により河川が氾濫した場合に、十日市小・中学校とも、5m以上10m未満の浸水が想定される区域となっています。

十日市小・中学校は、災害時の補助避難所としても指定されています。



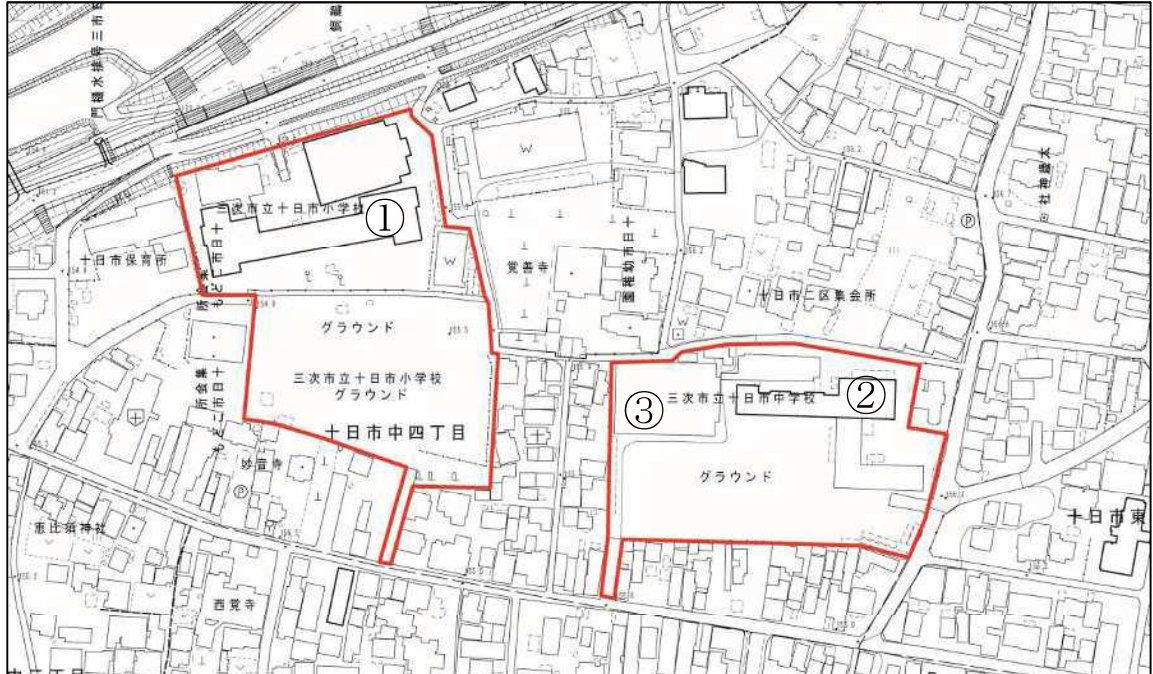
(出典:三次市防災ハザードマップ)

図 I-2: 洪水ハザードマップ

(2) 十日市小・中学校の施設概要、学校教育目標等

1) 施設概要

十日市小・中学校の施設概要を整理し、以下に示します。



(出典：三次市都市計画図)

図 I-3: 施設位置図

表 I-1: 三次市立十日市小学校の概要

施設名①	三次市立十日市小学校			
所在地	三次市十日市中四丁目9番1号			
敷地面積	17,793.00㎡			
建築概要	区分	構造・階数	延床面積	建築年
	校舎	鉄筋コンクリート造4階	5,594.78㎡	昭和54年
	屋内運動場	鉄骨造1階	1,197.96㎡	昭和59年
	その他	倉庫等	123.04㎡	
	合 計		6,915.78㎡	

表 I-2: 三次市立十日市中学校の概要

施設名②	三次市立十日市中学校			
所在地	三次市十日市中四丁目2番2号			
敷地面積	13,712.00㎡			
建築概要	区分	構造・階数	延床面積	建築年
	校舎	鉄筋コンクリート造3階	3,603.83㎡	昭和48年
	校舎(増築部分)	鉄筋コンクリート造2階	721.00㎡	昭和58年
	校舎(2階柔剣道場)	鉄筋コンクリート造2階	297.00㎡	平成2年
	校舎(1階特別教室)		297.00㎡	
	その他	倉庫等	174.50㎡	
	合 計		5,093.33㎡	

表 I-3:十日市体育館の概要

施設名③	十日市体育館			
所在地	三次市十日市中四丁目2番2号			
敷地面積				
建築概要	区分	構造・階数	延床面積	建築年
	本館	鉄筋コンクリート造2階	1,764.41㎡	昭和43年
	その他	屋外トイレ、渡廊下	68.10㎡	
	合 計		1,832.51㎡	

2) 令和6年度学校教育目標等

① 十日市小学校

(学校目標)

高い志をもち 夢の実現に向けて 自分らしく 他者とともに社会を創る
児童の育成

(めざす子ども像)



② 十日市中学校

(学校目標)

知性・人格・勤労を尊び、自律と貢献の志を持つ生徒の育成
～ さわやか十中プライド ～

(めざす生徒像)

- 1 学習の目標と計画を自ら立て、主体的に学び続ける生徒
- 2 決まりを守り、思いやりを持って切磋琢磨する生徒
- 3 心身が健康で、学校や地域の一員として積極的に貢献する生徒

3) 児童生徒数・職員数

① 十日市小学校

令和6年5月1日現在、学級数21(うち特別支援学級3)、児童数544人、職員数48人となっています。

表 I-4: 十日市小学校の学級数・児童数

学年	学級数	児童数	職員数
1年	3	85人	48人
2年	3	89人	
3年	3	84人	
4年	3	101人	
5年	3	84人	
6年	3	87人	
特支	3	14人	
計	21	544人	

表 I-5: (参考) 十日市小学校 将来の学級数・児童数の推計

年度 学年	R6		R7		R8		R9		R10		R11		R12	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
1年	3	85	3	78	2	68	2	65	3	80	3	79	3	72
2年	3	89	3	85	3	78	2	68	2	65	3	80	3	79
3年	3	84	3	89	3	85	3	78	2	68	2	65	3	80
4年	3	101	3	84	3	89	3	85	3	78	2	68	2	65
5年	3	84	3	101	3	84	3	89	3	85	3	78	2	68
6年	3	87	3	84	3	101	3	84	3	89	3	85	3	78
特支	3	14	3	12	3	13	3	15	3	17	3	17	3	18
合計	21	544	21	533	20	518	19	484	19	482	19	472	19	460

※特別支援学級への入学者は、一律3名として推計

※特別支援学級は、2学年に1学級として推計

② 十日市中学校

令和6年5月1日現在、学級数12(うち特別支援学級3)、生徒数292人、職員数47人となっています。

表 I-6: 十日市中学校の学級数・生徒数

学年	学級数	生徒数	職員数
1年	3	99人	47人
2年	3	95人	
3年	3	83人	
特支	3	15人	
計	12	292人	

表 I-7: (参考) 十日市中学校 将来の学級数・生徒数の推計

年度 学年	R6		R7		R8		R9		R10		R11		R12	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
1年	3	99	2	78	2	75	3	87	2	64	3	81	2	73
2年	3	95	3	99	2	78	2	75	3	87	2	64	3	81
3年	3	83	3	95	3	99	2	78	2	75	3	87	2	64
特支	3	15	3	12	3	12	3	12	3	12	3	12	3	12
合計	12	292	11	284	10	264	10	252	10	238	11	244	10	230

年度 学年	R13		R14		R15		R16		R17		R18	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
1年	2	69	2	61	2	58	2	69	2	68	2	66
2年	2	73	2	69	2	61	2	58	2	69	2	68
3年	3	81	2	73	2	69	2	61	2	58	2	69
特支	3	12	3	12	3	12	3	12	3	12	3	12
合計	10	235	9	215	9	200	9	200	9	207	9	215

※十日市中学校の通学区域は、粟屋小学校、十日市小学校、酒河小学校の学区の範囲
 ※令和7年度以降の入学者は、令和6年度に通学区域内から十日市中学校へ入学した割合を用いて推計

※特別支援学級への入学者は、一律4名として推計

※特別支援学級は、3学級として推計

I-3.2. 十日市小・中学校の課題抽出

(1) 立地条件

中心市街地に立地する市内で最も児童生徒数の多い学校であり、周囲には多くの生活道路や住宅が密集しています。また、河川に近接し、浸水想定区域内に立地しており、災害時の補助避難所としても指定されています。

また、令和3年11月に示した「過疎地域持続的発展計画(過疎計画)」に基づく主要事業の実施について」の中で、施設整備に当たっての視点の1つとして、「各施設の利用者の利便性を考慮し現在地での建て替えを基本とし、安全・安心な施設整備に努める」としています。十日市小・中学校の改築に当たっても、学校施設を整備することができる敷地面積があること、児童生徒の通学距離や学校周辺施設との連携、災害時における地域の避難所としての役割などを考慮すると、現在地を活用した建替えとし、安全・安心な施設整備が求められます。

(2) 施設の老朽化と機能的劣化

十日市小学校校舎は昭和54年、十日市中学校校舎は昭和48年に建設され、いずれも竣工から40年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。いずれも耐震補強が行われているものの、近年の教育内容の進展や社会的な変化、生活様式の変化等に対応するためには、多様な学習形態や弾力的な活動を可能にするとともに、ICT環境の充実等、良好な施設環境の確保が必要となっており、計画的な建物の改築が必要です。

(3) 児童生徒数の減少

現在の少子化の状況を踏まえると、今後、児童生徒数は確実に減少していきます。児童生徒数が減少する一方で、特別な配慮を必要とする児童生徒数は増加傾向にあることから、多様な児童生徒の状況に、柔軟に対応できる学校づくりが必要です。

I-4. 十日市小・中学校改築の基本理念と施設整備の基本方針

I-4.1. 基本理念

～みよし学びの共創プラン・基本理念～

高い志をもち 夢や目標の実現に向けて挑戦し 自立を図るとともに
多様な共創により 住み続けたいまち三次を実現する
心豊かで たくましい ひとづくり

本市では、「みよし学びの共創プラン」において、「高い志をもち 夢や目標の実現に向けて挑戦し 自立を図るとともに 多様な共創により 住み続けたいまち三次を実現する 心豊かで たくましい ひとづくり」を基本理念としています。

学校は、児童生徒の学習機会と学力を保障する役割だけでなく、全人的な発達・成長を保障する役割や、人と安全・安心につながることができる居場所として身体的、精神的な健康を保障する福祉的な役割も担っています。

また、学校ならではの児童生徒同士の学び合いや、多様な他者と協働して主体的に課題を解決しようとする探究的な学び、多様な体験活動、地域の資源を活用した教育活動などを通じて、地域の構成員としての自覚や主権者としての意識を育み、持続可能な社会の創り手となるために試行する場でもあります。

特に、十日市地域は本市の中心部に位置していることや、本市の中で児童生徒数が最も多いこと、まち中で周辺とのつながりを多様に持ちやすい特性などから、本市の教育大綱を具現化し、これからの日本型教育のモデルとなる可能性を大きく秘めています。

これらのことから、十日市小・中学校等の改築にあたっては、前例にとらわれることなく、多様で魅力的な学びを実現し、新たな価値を創造するにふさわしい学校をめざします。

I-4.2. 施設整備の基本方針

本市では、義務教育9年間を学習指導要領に則り、小中一貫した教育課程を実施しています。また、学校・家庭・地域が協働して、地域で子どもを育てる学校・まちづくりを進めてきました。

学校施設整備にあたっては、児童生徒一人ひとりの成長の連続性が担保され、多様なつながりの創出にもつながるなど、これまで実施してきた小中一貫教育の良さを十分に活かせる施設として、また、多様な学びの環境づくりや、敷地の有効活用の観点から、「施設一体型小中一貫校」とし、以下の4つの基本方針を基に学校整備を進めます。

(1) 安全・安心な学校

- ① 児童生徒の学習や生活の場として良好な環境を確保するとともに、障害のある児童生徒や特別な配慮を必要とする児童生徒など、全ての子どもたちの生命と健康を守るために、十分な防災性や防犯性などの安全性を備えた、安心で快適な施設環境を確保します。
- ② 災害時の避難所機能を確保するとともに、バリアフリー化等により利用者すべてに優しい学校施設として整備します。

<具体的事項>

- ① 不審者の侵入防止や周辺の視線対策など、十分な安全・防犯対策
- ② 児童生徒の多様な特性に配慮した空間
- ③ 見通しが良く、見守りを考慮した諸室配置
- ④ 通学路の安全対策を考慮した動線
- ⑤ 災害時の避難所機能の確保

(2) 主体性を育む学校

- ① 世の中の変化が激しいVUCA(Volatility変動性、Uncertainty不確実性、Complexity複雑性、Ambiguity 曖昧性)の時代に、子どもたちが幸せに生き抜くことができるよう、主体性を育む探究的な学びへの転換が図られる施設として整備します。
- ② 持続可能な社会の担い手を育てる観点、また、より豊かに生きる力を育てるためにも、主体性(自己決定、自己選択、自己修正等)を育む教育を行うための施設として整備します。

<具体的事項>

- ① 探究的な学びやICT活用など、多様化・高度化する社会に対応するための学習環境
- ② 教育方法の変化に対応する柔軟性・可変性のある空間構成
- ③ 小中学校の連携、円滑な接続、日常的な交流が促進される施設整備

(3) 多様なつながりで共創する学校

- ① 学校の中だけで完結する学びから、「人は人により磨かれる」ことを基盤に、十日市の強みである周辺との交流のしやすさや多様な資源、市周辺部とのアクセスのしやすさなどを最大限に生かし、学校を積極的に外に開いていく学びを創造することが重要です。このことから、多様な視点やつながりの可能性を広げるため、十日市中学校区における児童生徒の交流を図ることができるような施設として整備します。

<具体的事項>

- ① セキュリティに配慮しつつ、まちづくりと連携ができる施設
- ② 屋外運動場・屋内運動場等については、地域の方々も利用できるよう地域開放を考慮した配置

(4) 効率的・効果的な施設運用ができる学校

- ① 限られた敷地の中で必要な施設・設備を確保していくために、校舎の配置や階高の工夫、多目的・多機能な諸室の配置など、効率的かつ効果的な配置・運用が可能な施設として整備します。
- ② 限られた財源の中で、魅力ある学校施設の整備に取り組むためには、適切にコストコントロールしながら目標とする性能を確保するなど、効率的かつ効果的な施設を整備します。
- ③ 時代の変化や社会的課題に対し、長く使い続ける施設として常にアップデートできる柔軟性・可変性をもつ施設として整備します。

<具体的事項>

- ① 児童生徒と教職員が安全・安心で快適に過ごし、効率的・効果的に学んだり働いたりできる環境整備
- ② 学校に必要な機能等を定めた標準仕様を基本とし、維持管理がしやすく、後年度負担が軽減される施設整備
- ③ 今後の教育環境や社会状況に柔軟に対応できる施設整備

I-5. 敷地の活用方針

I-5.1. 敷地の課題

「十日市小・中学校の課題抽出」及び「施設整備の基本方針」を踏まえ、敷地を利用する上での課題や配慮事項を改めて整理します。

【課題や配慮事項】

- ① 小学校敷地と中学校敷地が分かれており、一つの敷地にすべてを建設することは難しいため、校舎と屋外運動場が分かれる場合は利便性等に考慮する必要がある。
- ② 周辺には住宅地が密集しているため、日影や圧迫感の軽減に配慮する必要がある。
- ③ 市道が小学校敷地を分断する形で通っているため、敷地を一体として有効活用ができるよう検討が必要である。
- ④ 浸水想定区域内に立地しているため、避難や浸水への対策が必要である。

I-5.2. 敷地の活用方針

土地利用の課題を踏まえ、敷地利用の活用方針を整理し、以下に示します。

- ① 現小学校敷地と現中学校敷地を活用して施設一体型小中一貫校として計画する。
なお、主要校舎は小中一体型として現小学校敷地に置くことを計画する。
- ② 浸水対策を踏まえつつ、周辺への影響に考慮した施設配置を計画する。
- ③ 小学校敷地内の市道の振り替えも想定した計画検討を行う。

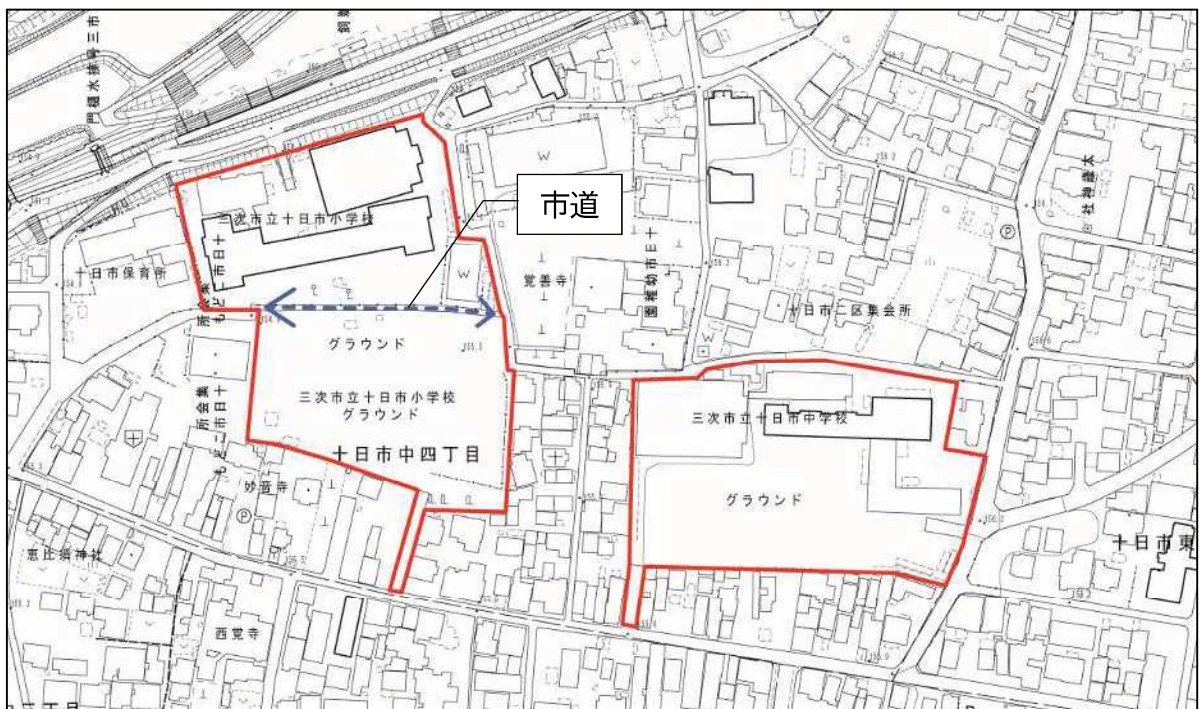


図 I-4: 敷地の活用方針

I-6. 今後の事業スケジュール

令和6年11月中に基本計画を策定し、令和7年度から基本設計・実施設計を行い、令和10年度の供用開始をめざします。基本設計以降、ワークショップ等を行い、関係者の意見を取り入れながら事業を進めます。事業手法(従来方式、デザインビルド等)については、基本計画の中で比較検討をします。

※基本計画は、基本構想で定めた方針を、より具体化した考え方を示すものです。

II. 基本計画

II-1. 施設整備の条件整理

II-1.1. 基本方針の具体化

基本構想で示した基本方針を基に、各専門部会での意見も踏まえ、施設整備の具体的な考え方を以下に示します。

(1) 安全・安心な学校

(安全・安心)

- ① 児童生徒・教職員の安全・安心な学び・生活が確保できる施設にするとともに、徒歩、自転車、自家用車等による通学・通勤手段における安全性を確保します。
- ② 地域との一体感を考慮しつつ、周辺との境界を明確にし、不審者侵入防止や死角を極力減らすなど、セキュリティに配慮します。
- ③ 児童生徒をはじめ、来客や地域の方の出入口等にも工夫を行います。
- ④ 各教室から教職員室や事務室、また校舎を配置する敷地と離れた敷地等において連絡が取れるよう計画します。
- ⑤ 非常時には、児童生徒等が迅速に避難できるよう、複数の避難経路を確保します。
- ⑥ すべての児童生徒等が、支障なく安心して学校生活を送ることができるよう、スロープ、手すり、トイレ等のバリアフリー化や多様性に配慮します。
- ⑦ 統一性があり空間と調和したサイン計画とし、什器や備品等はユニバーサルデザインに配慮します。
- ⑧ 計画敷地内を横断する市道の扱いについては、児童生徒等の安全性も含めて検討します。

(防災)

- ① 浸水被害を想定した諸室、設備の配置を行います。
- ② 災害時には地域の避難所としての役割を担うことから、高齢者や障害者等多様な住民の利用を想定した施設とします。

(環境)

- ① シックハウス(揮発性化学物質)対策に十分配慮し、学校環境衛生基準に基づき適切に換気ができるよう計画します。

- ② 建物は、自然採光や自然換気を考慮し、明るく開放感のある親しみやすいデザインとします。
- ③ 市街地に立地していること、河川にも近いことから、周辺の景観及び環境に配慮します。
- ④ 木の温もりを感じられる、豊かで快適な学習環境を形成するため、木材利用に配慮します。

(2) 主体性を育む学校

(児童生徒の自己選択・自己決定)

- ① 児童生徒が学習の内容や方法、場所を選択して、主体的・対話的な学習が展開できるよう、廊下ほか校舎内の空間構成や情報配置を工夫します。

(情報化対応)

- ① 多様化、高度化する社会に対応するため、多目的に利用できる「メディアセンター」など、ICT教育環境に配慮した整備を行います。
- ② ICT機器等が円滑に活用できる通信ネットワーク環境を整備します。

(柔軟性・可変性)

- ① 児童生徒が多様な学びに取り組めるよう、利便性や機能性などに配慮し、教育方法の変化等に柔軟に対応できるよう計画します。

(小中連携)

- ① 小学校と中学校のエリアをある程度区分した上で、日常的に児童生徒が様々な場面でお互いの姿が見える施設・空間づくりを重視し、小中学校の連携、円滑な接続、日常的な交流が促進されるよう計画します。

(3) 多様なつながりで共創する学校

(ひらく学び)

- ① 十日市中学校区内の各学校の児童生徒や教職員の交流により、小中一貫教育の充実を図るため、多目的室等を活用します。また、十日市保育所等との異年齢交流を図ります。
- ② 学校、家庭、地域等が連携・協働して取り組む、コミュニティ・スクールを推進するための機能やスペースを取り入れます。
- ③ 屋外運動場、屋内運動場等は地域開放も考慮し、必要な設備等を検討します。

(4) 効率的・効果的な施設運用ができる学校

(コスト面)

- ① 施設、設備が過大・過剰にならないよう配慮し、可能な限り兼用・共用できるようにすることで、効率的・効果的、かつ経済的な施設として計画します。
- ② 学校の整備にあたっては、原則として仮校舎をつくらない整備を計画します。段階的に校舎等を建て替えることが想定される場合は、学校運営に与える影響が最小限になるよう配慮します。
- ③ 省エネルギー、省資源を考慮し、ランニングコストを抑え、維持管理の行いやすい施設・設備とします。
- ④ 自然採光を積極的に取り入れる等、照明負荷の削減に配慮します。

(生活・学習環境)

- ① 長く使い続ける施設として、将来の児童生徒数の変動及び時代の変化に対応できるよう、間取りの変更等柔軟性を持たせた構造とします。
- ② 設計時には、児童生徒の意見を取り入れるよう取り組みます。
- ③ 児童生徒と教職員が安全・安心で快適に過ごし、効率的・効果的に学んだり働いたりできる環境を整備します。

II-1.2. 既存施設の利用

十日市小学校屋内運動場、十日市体育館については、必要な改修を行ったうえで、既存の施設を利用することを基本とします。

十日市中学校柔剣道場校舎については、既存の施設を利用することとし、1階部分は必要な改修を行ったうえで有効活用します。

プールについては、必要な改修を行ったうえで、現十日市小学校水泳プール、または近接する十日市水泳プールを共用することを基本とします。

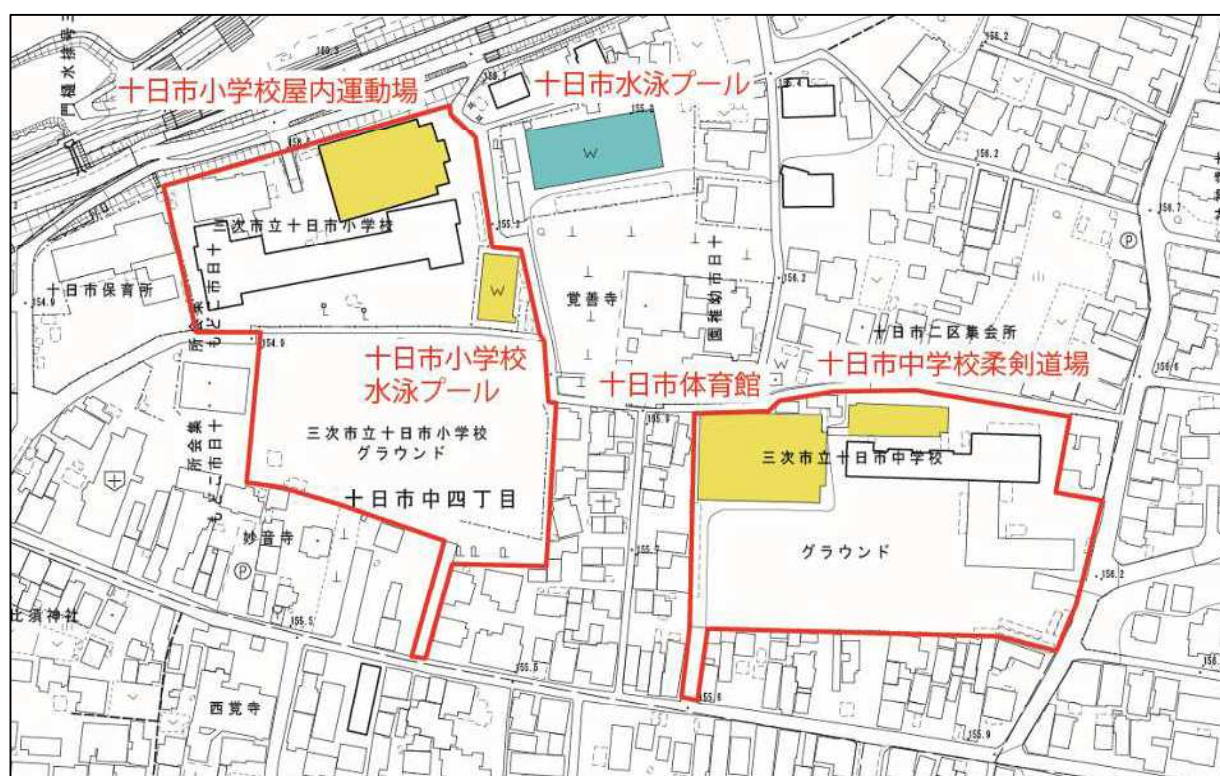


図 II-1: 既存利用する施設

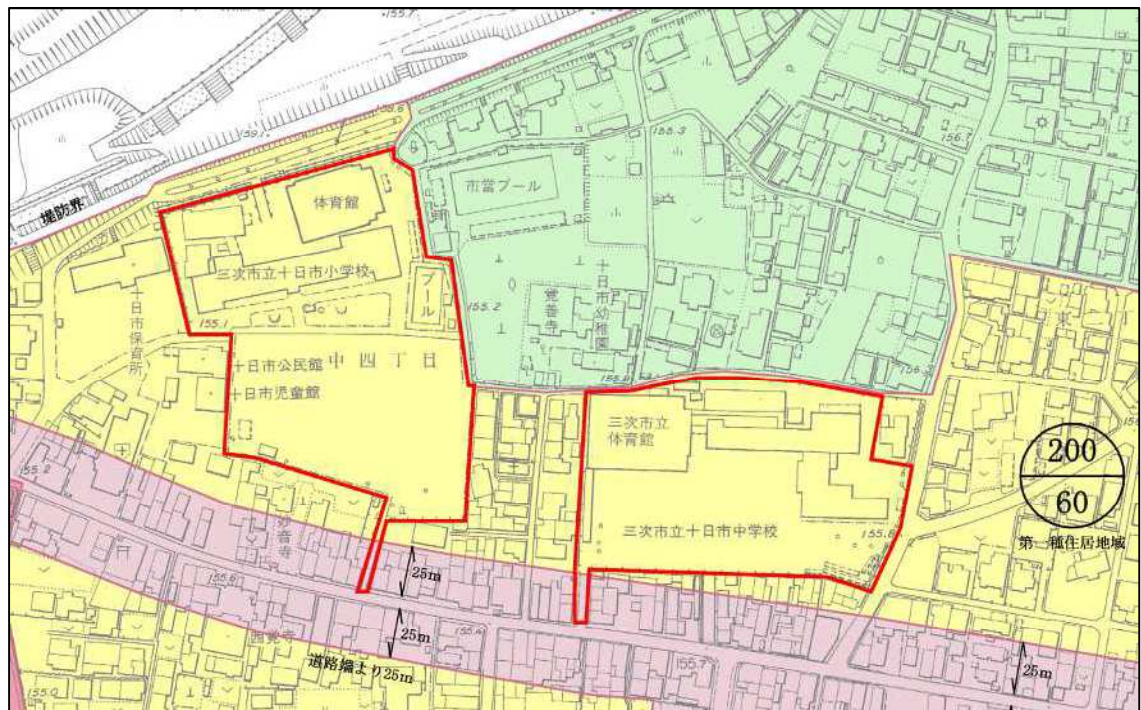
II-1.3. 計画地の敷地条件

(1) 法規制

十日市小・中学校敷地の法規制を整理し、以下に示します。

表 II-1: 法規制

項 目	内 容
用途地域	第一種住居地域
建ぺい率／容積率	60％／200％
防火地域	指定なし(建築基準法第22条地域)
日影規制	高さが10mを超える場合該当
条例等	景観法、福祉のまちづくり条例



(出典: 三次市都市計画総括図)

図 II-2: 都市計画図(用途)

(2) 十日市小・中学校の児童生徒の進上路

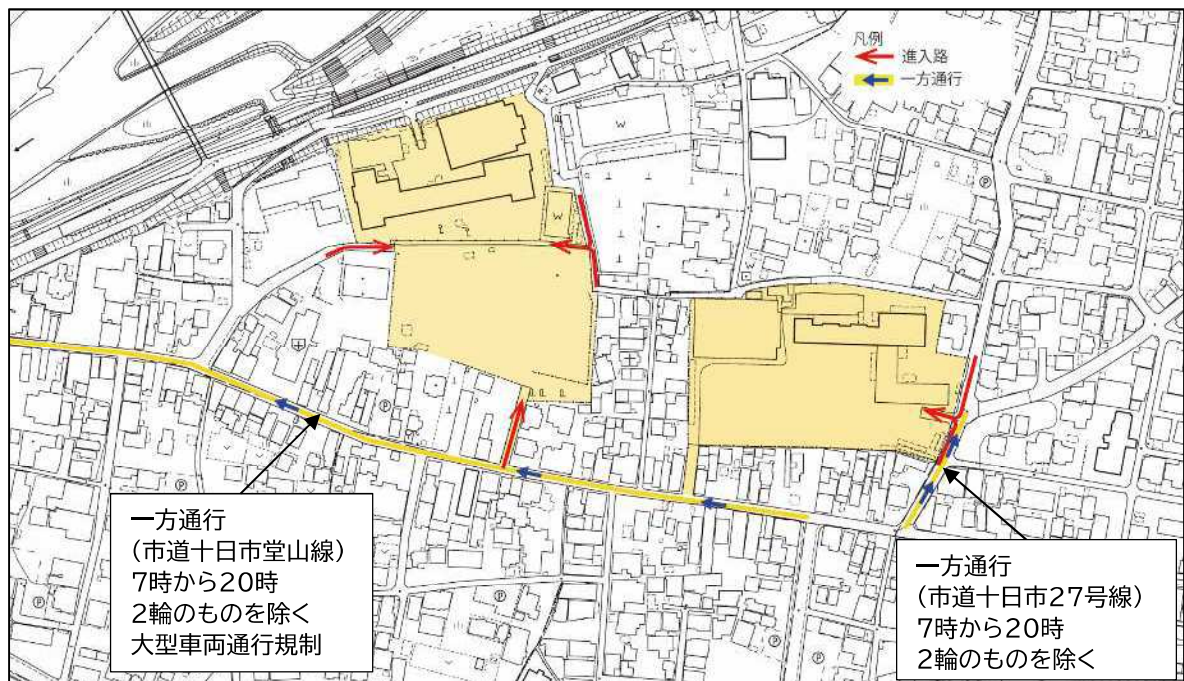


図 II-2: 十日市小・中学校の児童生徒の進上路

(3) 上水道・下水道の整備状況

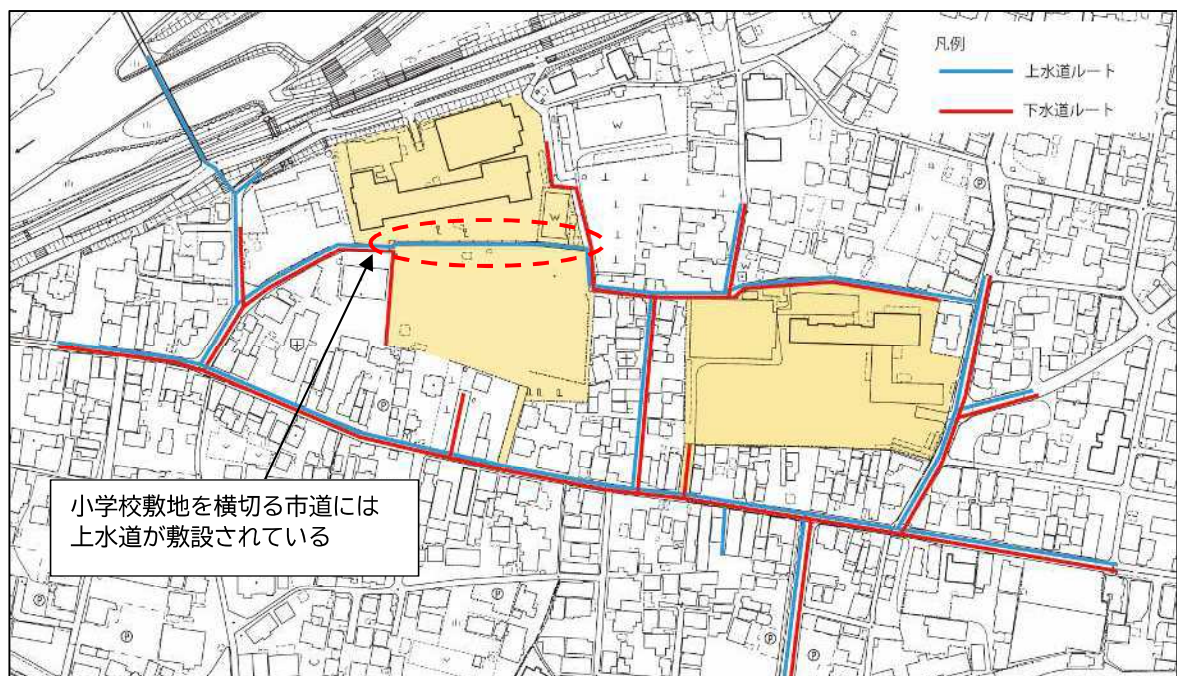


図 II-3: 上水道・下水道の整備状況

II-1.4. 自然災害への対応

(1) 地震

国土交通省による「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準じ、避難所として備えるべき耐震安全性を確保するため、構造体は「Ⅱ類」、建築非構造部材は「B 類」、建築設備は「乙類」に相当する性能を備えた学校とします。

表 II-2:耐震安全性の分類

対 象 施 設		耐震安全性 の分類		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
(1)	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 3 号に規定する指定行政機関が使用する官庁施設（災害応急対策を行う拠点となる室、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵又は使用する室を有するものに限る。以下（2）から（11）において同じ。）	Ⅰ類	A 類	甲類
(2)	災害対策基本法第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関（以下「指定地方行政機関」という。）であって、2 以上の都府県又は道の区域を管轄区域とするものが使用する官庁施設及び管区海上保安本部が使用する官庁施設			
(3)	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府及び兵庫県並びに大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項に規定する地震防災対策強化地域内にある（2）に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設			
(4)	（2）及び（3）に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設並びに警察大学校等、機動隊、財務事務所等、河川国道事務所等、港湾事務所等、開発建設部、空港事務所等、航空交通管制部、地方气象台、測候所、海上保安監部等及び地方防衛支局が使用する官庁施設	Ⅱ類	A 類	甲類
(5)	病院であって、災害時に拠点として機能すべき官庁施設	Ⅰ類	A 類	甲類
(6)	病院であって、（5）に掲げるもの以外の官庁施設	Ⅱ類	A 類	甲類
(7)	学校、研修施設等であって、災害対策基本法第 2 条第 10 号に規定する地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設（（4）に掲げる警察大学校等を除く。）	Ⅱ類	A 類	乙類
(8)	学校、研修施設等であって、（7）に掲げるもの以外の官庁施設（（4）に掲げる警察大学校等を除く。）	Ⅱ類	B 類	乙類
(9)	社会教育施設、社会福祉施設として使用する官庁施設			
(10)	放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	Ⅰ類	A 類	甲類
(11)	石油類、高压ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する官庁施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	Ⅱ類	A 類	甲類
(12)	（1）から（11）に掲げる官庁施設以外のもの	Ⅲ類	B 類	乙類

（出典：国土交通省 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準）

(2) 水害

計画敷地は、想定し得る最大規模の降雨(1/1,000年確率規模以上)により河川が氾濫した場合、5m以上10m未満の浸水が想定されます。

想定される最大の被害を受けた場合でも、児童生徒や教職員が安全に避難できるよう、以下の機能を確保した学校とします。

表 II-3: 浸水対策

項目	内容
水損防止	変電設備・発電機設備、空調・消火設備などの各種設備については、水損防止のため想定浸水深以上の階に設置し、浸水部の配管経路については、配管の破損防止のため強固な壁等により保護します。
電力	非常用発電機・太陽光発電システム等の対策を検討します。
空調・換気設備	地震等により設備が破損しないよう対策を講じ、避難所に必要な居住環境を確保します。
飲料水・雑用水	非常時の断水に備え、貯水槽や雨水活用を検討します。
排水	雨水放流先水路が増水した場合でも施設に影響がない雨水排水方法を検討します。

II-2. 諸室構成

導入機能を踏まえ、十日市小・中学校(施設一体型小中一貫校)の諸室を整理し、以下に示します。

既存諸室の課題や見直し、学校施設としての機能面の拡充、既存施設の活用など、必要な機能について事業費も考慮し検討します。

延べ床面積は、現十日市小・中学校と同規模の10,500㎡程度を想定します。

II-2.1. 教室等

表 II-4: 諸室構成

諸室区分	室 名	室 数	面積(1室当たり)
普通教室	普通学級	27	1教室
	特別支援学級等	8	0.5教室
	小計	35	
特別教室	理科室(準備室含む)	4	1.5～2 教室程度
	音楽室(準備室含む)	3	1.5～2 教室程度
	家庭科室(準備室含む)	1	1.5～2 教室程度
	図工室(準備室含む)	1	1.5～2 教室程度
	技術室(準備室含む)	1	1.5～2 教室程度
	美術室(準備室含む)	1	1.5～2 教室程度
	調理室(準備室含む)	1	1.5～2 教室程度
	被服室(多目的利用想定)	2	1 教室程度
	外国語教室(多目的利用想定)	1	1 教室程度
	図書室(メディアセンター含む)	1	7 教室程度
	多目的室	1	4 教室程度
	小計	17	
学校教育施策に用いる諸室	教育相談室	4	0.25 教室程度
	通級学級等	4	0.5 教室程度
	更衣室	8	0.25 教室程度
	児童会・生徒会室	1	0.5 教室程度
	会議室	1	2 教室程度
	地域ルーム	1	1 教室程度
	小計	19	
合計		71	

II-2.2. 管理関係諸室

表 II-5: 管理関係諸室

諸室区分	室 名	室 数	面積(1室当たり)
管理関係諸室	校長室	2	0.5 教室程度
	職員室	1	7 教室程度
	事務室	1	0.5 教室程度
	共同事務室	1	0.5 教室程度
	印刷室	1	0.5 教室程度
	保健室	2	1 教室程度
	職員更衣室	2	0.25 教室程度
	放送室	1	0.25 教室程度
	教材資料室	9	0.25 教室程度
	配膳室	階数分	0.5 教室程度
	倉庫	適宜	0.25 教室程度
	合計	20	

II-2.3. 屋外運動場

屋外運動場については、下記基準面積を参考にし、最大限面積確保に努めます。

表 II-6: 屋外運動場基準面積

児童生徒数	小学校 面積(㎡)	中学校 面積(㎡)
1～240	2,400	3,600
241～720	$2,400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$	$3,600 + 10 \times (\text{生徒数} - 240)$
721～	7,200	8,400

(出典) 学校設置基準(平成14年文部科学省学省令第14号、15号)

(参考) 現小学校 $2,400 + 10 \times (\text{令和6年度児童数} 544 - 240) = 5,440\text{㎡}$

現中学校 $3,600 + 10 \times (\text{令和6年度生徒数} 292 - 240) = 4,120\text{㎡}$

II-2.4. 屋内運動場

既存施設を改修し活用することを基本とします。

II-2.5. 水泳プール

十日市小学校水泳プールの改修、または近接する十日市水泳プールを改修し共用することを基本とします。

II-3. 施設整備の考え方

諸室については、学校教育法第三条の規定に基づき定められている「小学校設置基準」及び「中学校設置基準」、また学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計において必要となる留意事項を示した「小学校施設整備指針」、「中学校施設整備指針」を基本とします。

II-3.1. 屋内施設について

(1) 普通教室エリア

① 普通教室・オープンスペース

ア 小学校で18教室分、中学校で9教室分の普通教室を整備します。

イ 収納・タブレット置き場などを考慮します。

ウ 小学校、中学校で必要な諸室を整備しながら、共用することにより小中一貫した教育を実現しやすい施設を整備します。

エ 成果の発表やグループ学習、また個別学習などに対応できる多目的室等のスペース及び相談スペース等を計画します。

オ 学年を超えた交流や児童生徒の自主的な使い方を促す施設を計画します。

カ 周囲の教室への音環境に十分配慮した計画を行います。



図 II-4: オープンスペースイメージ
文部科学省「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」(最終報告)より

② 特別教室

ア 教科によっては、教室を小中学校で共用するなど、スペースの有効活用を図ります。

イ 学年ごと、教科ごとに児童生徒の成長や多様な学習内容、学習方法に対応した教室及び教室周辺の空間となるよう計画します。

③ 特別な配慮を要する児童生徒の関係室

ア 特別支援教室は、他の児童生徒の交流や協働的な学びを考慮し、普通教室や特別教室、その他オープンスペース等との関連に留意して計画します。

イ 個別指導等にも活用できるよう、教室内を細分化できるなど可変性の高い仕様ができるよう配慮します。

ウ 移動面やトイレに近接させるなど、動線や配置に配慮します。

④ その他

- ア 児童生徒の更衣に配慮したスペースを計画します。
- イ 児童会室、生徒会室の機能配置を検討します。

(2) 管理エリア

① 校長室

- ア 校長室は小中学校それぞれに個別の配置を計画します。
- イ 職員室や事務室と近接した場所とします。

② 職員室

- ア 校長室、事務室、印刷室等と近接させ、相互連携を考慮した空間配置とします。
- イ 職員室は小中学校で1つのスペースを共用します。
- ウ 児童生徒が気軽に相談等に訪れることができるよう、開放的な空間設計を行います。
- エ 教職員会議が円滑にできるような設備やICT機器を整備します。
- オ 執務エリアや児童生徒との相談エリア、また休憩・療養等ができるレストエリアなど、目的に応じた適切なゾーニングを計画します。特に、レストエリアは教職員のプライバシーに配慮します。
- カ その他、職員室まわりには、更衣室、給湯室、倉庫、書庫等、教職員の働きやすい快適な環境を整備します。



図 II-5: 開放的な職員室のイメージ
文部科学省「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」(最終報告)より

③ 事務室・印刷室

- ア 事務室、印刷室は小中学校で1つのスペースを共用します。
- イ 印刷室は、職員が利用しやすいよう職員室及び事務室に近接した場所とします。
- ウ 事務室には、共同事務が運営できる独立したスペースを確保します。

④ 保健室

- ア 保健室は小中学校それぞれに個別の配置を計画します。
- イ シャワーや更衣室、洗濯スペース等を確保します。
- ウ 救急搬送や保護者への受け渡しなどに配慮し、車両がアクセスしやすい配置とします。

⑤ 会議室・相談室

- ア 管理諸室との連携に配慮します。
- イ 相談しやすい環境を確保するため、相談スペースの配置に配慮します。
- ウ その他、相談室兼会議室として保護者相談のほか、学校に行きづらい子どもの放課後対応等多様な使用ができるよう計画します。

⑥ その他諸室

- ア 校内放送用の放送室は、小中学校それぞれで放送できるよう工夫します。
- イ 児童生徒の動画制作や教職員の授業コンテンツの作成などに活用できるような設備を検討します。
- ウ 給食配送車が横付けできる場所に給食受室を設け、2階以上のフロアに配膳室を整備します。

(3) 図書室

- ア 児童生徒がよく通るアクセスしやすい場所に配置し、本に親しみやすい環境を整えます。
- イ 図書室は、空間的、機能的に他の空間と相互に関連付けて配置するとともに、図書とICTを相互に利用できるメディアセンターとして、多様な学習ができる環境を整えます。
- ウ 児童生徒が本を身近に感じられるよう、図書室以外の場所にも閲覧コーナーなどを配置します。



図 II-6: 図書室イメージ
文部科学省「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」(最終報告)より

(4) 共用部

- ア エレベーターや階段などは、バリアフリーに配慮した動線計画とします。
- イ 倉庫は、必要に応じて設けるものとします。

(5) 屋内運動場等

- ア 十日市小学校屋内運動場・十日市体育館は、安全・安心で快適な利活用及び施設長寿命化の観点から、屋根・フロア・トイレ・内壁等の改修を行います。
- イ 柔剣道場校舎1階部分は、有効活用ができるよう必要な改修を行います。

II-3.2. 屋外施設について

(1) 屋外運動場について

- ア 計画敷地が限られている中でも、体育の授業や運動会等の活動ができるよう、使いやすい整形な形状を確保します。
- イ 体力面等の特性に配慮し、主に小学校用と主に中学校用の2つの屋外運動場は、トラック150m以上、直線100mを計画します。
- ウ 表層は、けがの防止、維持管理のしやすさ、砂埃の飛散防止、水はけなどに配慮します。
- エ 倉庫、遊具、水道、トイレなどの付帯施設について、利用しやすい位置に整備します。

(2) 水泳プール

敷地の有効活用や今後の維持管理、運用等を勘案し、現小学校プールの継続利用、または十日市水泳プールの改修による共用とします。

(3) 駐輪場・駐車場・ロータリー等

- ア 駐輪場は利用台数に対応した広さとし、校舎までの動線に配慮します。
- イ 駐車場は利用台数に対応した広さとし、来客用や地域の方の利用等も考慮した配置とします。
- ウ 学校や保育所等への送迎に配慮したロータリーや通り抜け動線とし、周辺道路に渋滞等の影響がないよう工夫します。
- エ 教科等の学習として行う栽培が機能的に展開できるよう、学年園等のスペースを確保します。
- オ 関係者の動線誘導やエリア分離、安全確保等のため植栽を検討します。
- カ 学校へのアクセス等利便性向上のため、周辺の民間用地取得を検討します。

II-4. 施設配置検討

II-4.1. 配置条件

基本方針や導入諸室を踏まえた施設配置を行うにあたり、配置条件を整理し、以下に示します。

(1) 校舎等

- ・ 計画敷地が離れていることを考慮し、校舎等の施設については、機能的かつ効率的な施設配置を行うとともに、日照確保を考慮した施設配置とします。
- ・ 児童生徒（特に小学校低学年）の移動に配慮した配置とします。
- ・ 十日市保育所、十日市こども集会所（放課後児童クラブ）等の周辺環境に配慮します。
- ・ 十日市小学校屋内運動場、十日市体育館は、改修して活用することを基本とします。
- ・ 柔剣道場校舎1階部分は、必要な改修を行い有効活用します。

(2) 屋外運動場

- ・ 屋外運動場は、児童生徒が校舎から円滑に移動することを考慮した配置とします。

(3) その他

- ・ 敷地を一体として有効活用ができるよう、現小学校敷地内を通る市道の扱いを検討します。
- ・ 児童生徒の往来が想定される、現小学校敷地と現中学校敷地の間にある市道については、安全に配慮するとともに両敷地の一体感が生まれるような整備を行うことを計画します。

II-4.2. 配置案

比較検討を踏まえた配置案を整理し、以下に示します。

今後、この配置案を基に検討を進めていきます。

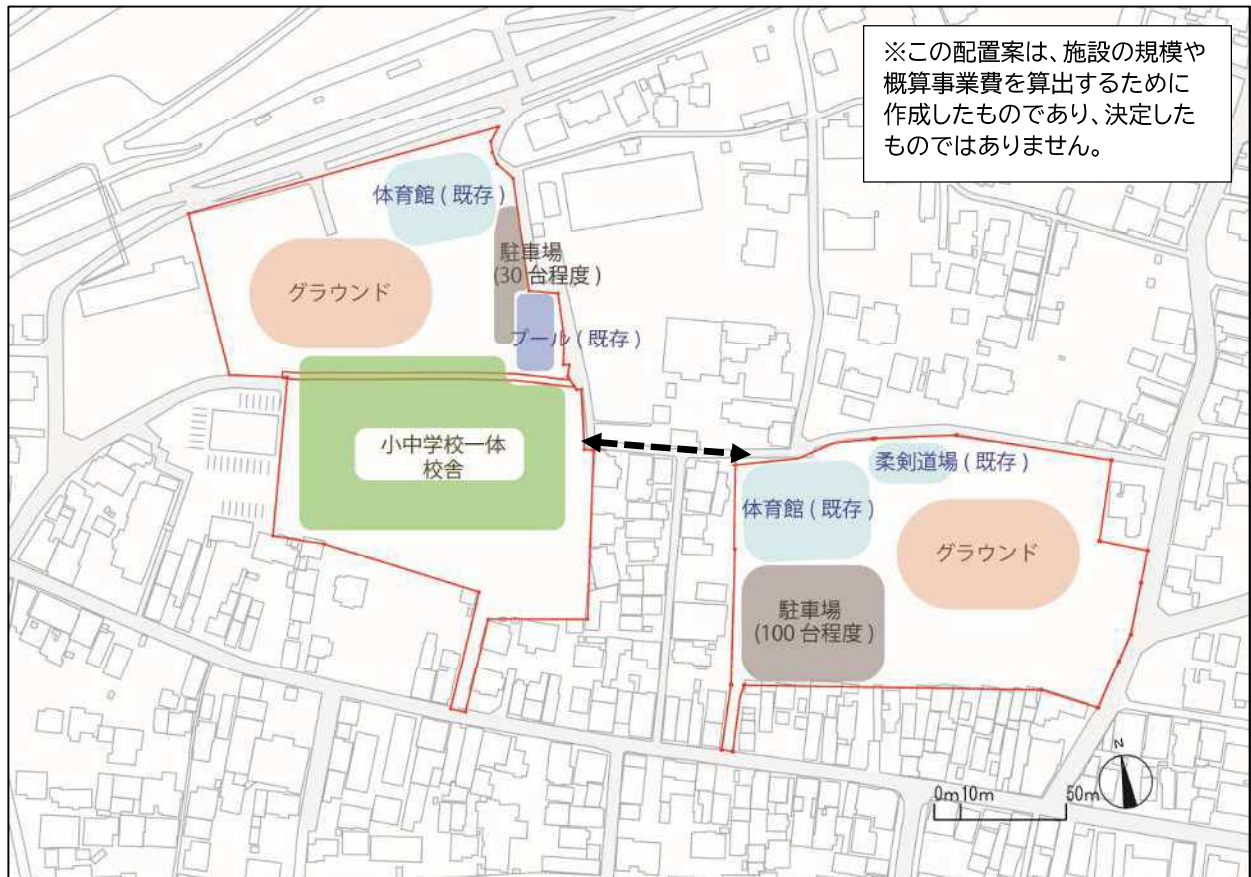


図 II-7: 配置案

II-5. 事業手法案

事業手法として、従来方式とDB(デザイン・ビルド)方式を比較検討します。

本事業は、小・中学校を一体とした段階的な整備になる事を踏まえ、発注者や関係者の意見が反映されやすく、事業の柔軟性の確保や事業費が抑制できるよう工夫します。

表 II-7: 事業手法の比較

	設計・施工分離発注方式【従来方式】	設計・施工一括発注方式【DB方式】
概 要	・ 設計と施工を個別に別業者に発注する方式 ・ 設計事務所は委託契約書に基づき、基本設計・実施設計を行う ・ 完成した設計図書に基づき競争入札などを行い、建設会社を選定する	・ 基本設計をプロポーザル方式で設計事務所や建設コンサルタント会社などに委託した上で、実施設計と施工を一括して、建設会社などからなる建設共同企業体(JV)に発注する方式
(1) 発注者(市)や市民の意向が反映されるか	・ 基本設計・実施設計の各段階で、発注者や市民の意向を確認しながら設計を進めることができるため、反映度合いは高い	・ 基本設計での発注者や市民の意向確認は行えるが、基本設計後に発注資料を作成し建物要求水準が確定するため、実施設計において意向確認及び設計反映は行うことは難しい
(2) 品質の確保	・ 発注者の意向を反映した設計図書を基に工事が行われるため、品質が確保されやすい	・ 建設業者に偏った設計になりやすい
(3) 財政負担軽減	・ 建設業者特有の技術によるコスト削減余地は小さい	・ 建設業者特有の技術やノウハウが設計に活用でき、コスト削減の可能性がある一方、実施設計以降の変更に伴うコスト増は、発注者負担となる
(4) 事業の柔軟性	・ 発注が段階的になるため、その時に応じた発注内容の調整が可能	・ 実施設計以降の発注内容調整は困難

II-6. 概算事業費

現小学校敷地内に延べ床面積約10,500㎡の施設一体型小中一貫校を建設し、既存校舎等を解体するために必要となる概算事業費を以下に示します。

なお、試算した概算事業費については、あくまでも現時点における計画面積にて試算したものであり、基本設計・実施設計における施設面積の増減や詳細な地盤調査等による構造設計の内容等によって、事業費の変動が予想されます。今後、基本設計・実施設計を踏まえ、事業費を精査していく必要があります。

表 II-8: 概算事業費

区 分	概算事業費(千円)	備 考
1.解体	363,000	既存小中学校校舎・給食棟解体
2.校舎建設	6,300,000	鉄筋コンクリート造想定
3.外構整備費	175,000	屋外運動場整備、各種舗装、植栽
4.設計・工事監理費	430,000	基本・実施設計、工事監理
5.その他	25,000	地質調査、埋蔵文化財調査、土壌対策汚染法調査、透視図作成、模型作成等
合 計	7,293,000	消費税込み

※上記金額は、従来方式の発注とした場合です。

※電気・機械設備工事を含みます。

※土壌汚染対策法調査費は未確定部分が多くあり、深層調査の是非は現時点では不明のため見込んでいないことから、金額が増加する可能性があります。

※内装木質化を採用する場合、その程度によって、事業費は変動します。

※屋内運動場、柔剣道場校舎1階、水泳プールの改修費等は含みません。

※一定程度の物価上昇を見込んで試算していますが、今後の建築市況の動向等により変動する可能性があります。

II-7. 事業スケジュール

施設一体型小中一貫校整備の事業スケジュール(想定)を以下に示します。

【事業スケジュール(想定)】

- 施設一体型小中一貫校の令和10年度中の供用開始に向けて、下図に示すようなスケジュールを想定し進めていくものとします。
- 関係者・関係機関等との調整・協議、ワークショップ等での意見聴取を踏まえ、整備事業を推進します。
- 事業スケジュールについては、今後の建築市況の動向等によって変更となることも想定されます。

表 II-9: 事業スケジュール(想定)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
基本構想 基本計画							
測量調査等							
基本設計 実施設計							
建設工事					供用開始		
解体工事							
外構工事							
屋内運動場 改修設計・工事							

III. 資料

III-1. 策定委員会設置要綱

○三次市立十日市小・中学校等改築基本構想・基本計画策定委員会設置要綱

令和6年4月18日教育委員会告示第14号

三次市立十日市小・中学校等改築基本構想・基本計画策定委員会設置要綱
(設置)

第1条 市は、三次市立十日市小学校、三次市立十日市中学校等の建替えに関する基本構想及び基本計画の策定に当たり、関係者の意見や考え方を幅広く反映させるため、三次市立十日市小・中学校等改築基本構想・基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想案の策定に関すること。
- (2) 基本計画案の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、三次市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱又は任命する。

- (1) 教育分野に関する学識経験者
- (2) 建築分野に関する学識経験者
- (3) 三次市立十日市小学校長
- (4) 三次市立十日市中学校長
- (5) 三次市立十日市小学校の保護者を代表する者
- (6) 三次市立十日市中学校の保護者を代表する者
- (7) 三次市立十日市保育所長
- (8) 十日市中学校区学校運営協議会(コミュニティ・スクール準備委員会を含む。)を代表する者
- (9) 十日市自治連合会を代表する者
- (10) 地域住民を代表する者
- (11) 情報発信に関する知見を有する者
- (12) 教育部長
- (13) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本構想・基本計画の策定が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）により会議を開くことができる。
- 5 オンラインによる会議における第2項及び第3項の規定の適用については、オンラインにより参加した委員を会議に出席したものとみなす。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（専門部会）

第7条 第2条に規定する所掌事務に関し、委員会に分科会として次の専門部会（以下「部会」という。）を置き、委員は1以上の部会に属するものとする。

- (1) 学校あり方部会
- (2) 学校・PTA部会
- (3) 地域・生涯学習部会
- (4) 庁内部会

- 2 部会に、部会長を置き、各部会において互選するものとする。
- 3 部会長は、委員長の承認を得て部会を随時招集し、その内容を委員会に報告する。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 部会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（報告）

第8条 委員会は、基本構想案及び基本計画案の策定を教育長に報告するものとする。

（報償費）

第9条 委員が委員会の会議に出席したときの報償費は、三次市報償費支払い基準に基づき支給する。

- 2 委員が部会の会議に出席したときは、第3条第2項第1号及び第2号の委員を除き、報償費を支給しないものとする。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、教育部教育企画課において処理する。

- 2 委員会の庶務を行うため、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は, 令和6年4月18日から施行する。

(最初の会議)

2 この告示の施行の日以後, 最初に開催される委員会の会議は, 第6条第1項の規定にかかわらず, 教育長が招集する。

III-2. 委員名簿

No.	氏 名	所 属	備 考
1	【委員長】 朝倉 淳	広島大学 名誉教授	教育分野に関する学識経験者
2	【副委員長】 栗崎 真一郎	広島工業大学 工学部建築工学科 教授	建築分野に関する学識経験者
3	古本 宗久	三次市立十日市小学校長	三次市立十日市小学校長
4	藤井 清美	三次市立十日市中学校長	三次市立十日市中学校長
5	田原 岳治	三次市立十日市小学校PTA会長	三次市立十日市小学校の保護者を代表する者
6	新田 洋司	三次市立十日市中学校PTA代表	三次市立十日市中学校の保護者を代表する者
7	岩瀧 真紀	三次市十日市保育所長	三次市十日市保育所長
8	細川 喜一郎	十日市中学校区学校運営協議会長	十日市中学校区学校運営協議会を代表する者
9	道原 愛二郎	十日市自治連合会長	十日市自治連合会を代表する者
10	江草 久幸	十日市一区自治会長	地域住民を代表する者
11	福岡 賢治	十日市二区常会連絡協議会副会長	地域住民を代表する者
12	槇原 祐美	Lupine(カッパマ編集事務所)代表	情報発信に関する知見を有する者
13	宮脇 有子	三次市教育部長	三次市教育部長

	所 属	氏 名	備 考
アドバイザー	大旗連合建築設計株式会社 企画部 部長	岡田 寛	広島市中区大手町三丁目8番24号 大旗連合建築設計・パシフィックコンサルタンツ共同企業体
	同 上 企画部 次長	柴崎 厚美	
	同 上 設計部 課長	和泉 有祐	
	同 上 設計部 主任	乃美 安紀穂	
	同 上 設計部 担当	池本 航大	
	パシフィックコンサルタンツ株式会社 大阪SI事業部 プロジェクト推進室 室長	有田 義隆	
	同 上 大阪SI事業部 建築・都市設計室 課長補佐	星山 宣之	
	同 上 大阪SI事業部 建築・都市設計室 技術主任	高橋 充	

III-3. 策定の経緯

基本構想

基本計画

資料

日 付	項 目	内 容
令和6年 4月24日(水)	第1回策定委員会	・委員長、副委員長の選任について ・基本構想・基本計画の策定について
令和6年 5月23日(木)	第1回学校あり方部会	・学びのグランドデザインについて ・配置検討について
	第1回庁内部会	・基本構想・基本計画策定の概要・スケジュールについて ・各分野における諸課題について
令和6年 5月24日(金)	第1回学校・PTA部会 第1回地域・生涯学習部会	・改築事業について ・十日市エリア学びの場づくりワークショップ
令和6年 6月 5日(水)	第2回策定委員会	・基本構想の検討について
令和6年 7月18日(木)	岩国市立東小学校・東中学校視察	・施設や利用・運営状況について視察
令和6年 7月23日(火)	第2回学校あり方部会	・施設配置・機能について ・施設内の空間構成方針について ・事業手法・整備スケジュールについて
令和6年 7月24日(水)	第2回地域・生涯学習部会	ワークショップ (基本計画に盛り込みたい内容) ・小学校敷地の市道などの使い方 ・地域利用として必要な機能 ・十日市らしい学校施設
	第2回学校・PTA部会	ワークショップ (基本計画に盛り込みたい内容) ・教室、オープンエリアのレイアウト検討 ・地域利用として必要な機能 ・職員室などの管理部門エリア
令和6年 7月26日(金)	十日市中学校生徒会ワークショップ	学びの場づくりワークショップ ・十日市中学校の「良いところ・直した方がいいこと」 ・学習環境・学校生活で「こんなのあるといいな」 ・後輩たちのために「これからの中学校のありかた」
令和6年 8月 5日(月)	第3回策定委員会	・基本計画(原案)について
令和6年10月 1日(火)	第3回学校あり方部会	・基本構想・基本計画(案)について ・施設配置・機能について ・周辺エリアの計画について
令和6年10月 2日(水)	第3回地域・生涯学習部会	・基本計画(原案)について ・配置計画案について
	第3回学校・PTA部会	・基本計画(原案)について ・配置計画案について
令和6年10月15日(火)	第4回策定委員会	・基本構想・基本計画(案)について